

第 4 9 号議案

足立区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区営住宅条例の一部を改正する条例

足立区営住宅条例（平成 9 年足立区条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「受けなくてはならない」を「受けなければならない」に改める。

第 5 条第 2 項第 1 号中「5 0 歳」を「6 0 歳」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

（ 2 ） 障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 条に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じそれぞれ次に定める程度のもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

第 5 条第 2 項第 3 号中「に基づく戦傷病者手帳の交付を受けた者」を「第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者」に、「障害の程度」を「その障害の程度」に、「別表第 1 号表ノ 3 第 1 款症」を「別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で、ア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

第5条第5項中「密集住宅市街地整備促進事業」を「住宅市街地総合整備事業」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前各項」を「第1項、第2項及び第4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 前項に規定する者に使用を許可する一般区営住宅は、居室数が2室以下の規模の住宅とする。ただし、これにより難しい場合には、規則で定める規格の住宅とする。

第9条第1項中「密集住宅市街地整備促進事業」を「住宅市街地総合整備事業」に改める。

第18条第2項中「第3条」を「第5条」に改める。

第26条第1号中「第8条第5号」を「第8条第1項第5号」に改める。

第31条第2項及び第36条第1項第7号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第38条第1項中「第45条」を「第44条」に改める。

第52条を削り、第53条を第52条とし、第54条を第53条とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に50歳以上である者の一般区営住宅の使用申込の資格については、この条例による改正後の足立区営住宅条例第5条第2項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

公営住宅法施行令及び地方自治法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。